

新潟県上越市事案について

事案の概要

・ 事案の経緯

産業廃棄物処理業者（収集運搬及び中間処理）が、平成12年までの間に、保管基準に違反して自社の敷地内に木くず、燃え殻等を埋立、放置した。

・ 支障等

- ①木くずの崩落により場外に流出するおそれ
- ②地滑りの発生による崩落や降雨によって、ダイオキシン類を含む燃え殻が灌漑用の溜め池の水質・底質に影響を及ぼし、農業へ多大な影響を及ぼすおそれ



<不適正処理現場>

投棄量：木くず 約1.4万m³
燃え殻 約4.6千トン

対策工の概要

事業主体：新潟県

① 木くず対策

崩落防止のため木くずを撤去し、土砂及び安定型廃棄物は成形する。



木くず選別・撤去

② 燃え殻対策

全量を撤去するとともに、必要な箇所については現地発生土で埋め戻し、傾斜勾配をつける。



燃え殻撤去

行政対応・責任追及

・ 行政対応

本事案に係る検証では、もっと早い段階で行政処分をはじめとした強い措置をとるべきであったと指摘されている。これに対し、県として、①危機管理意識の徹底及び対応能力の向上②法規制の的確な運用と条例による規制の補完③市町村職員の県職員併任等による監視体制の強化 等の対策、再発防止策を行った。

・ 責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。原因者に対して費用の求償を実施する。

スケジュール・費用

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
①木くず対策	➡							
②燃え殻対策	➡							

**平成17年度
事業完了**

平成17年度単年度のみ 約1.6億円